

## 港湾法施行令の一部改正について

### 1. 改正の背景・目的

第164回国会において、「海上物流の基盤強化のための港湾法等の一部を改正する法律」（以下「改正法」という。）を提出しているところです。

改正法において、港湾法を改正し、港湾における物流拠点機能の強化を図るため、埠頭近傍における高度な荷さばき施設等の整備を国からの無利子貸付の対象に追加することとしています。

この改正は、改正法の公布日の施行を予定していることから、港湾法施行令（昭和26年政令第4号）を改正し、港湾法第55条の7第2項第2号の特定用途港湾施設となる港湾施設の範囲を定めることを予定しています。

### 2. 概要

改正後の港湾法第55条の7第2項第2号において、その建設又は改良に要する費用が国からの無利子貸付の対象となる特定用途港湾施設に追加されることとなる埠頭の近傍に立地する荷さばき施設の用途及び当該荷さばき施設に附帯する港湾施設は、それぞれ政令で定めることとされています。

荷さばき施設の用途については、国際海上コンテナ運送に係る貨物の荷さばきであって、流通加工を伴うものとする旨定める予定です。

また、当該荷さばき施設に附帯する港湾施設については、当該荷さばき施設の機能を確保するための道路等、当該荷さばき施設の周辺環境の整備のための緑地等とする旨を定める予定です。

### 3. 今後のスケジュール（予定）

公布日：改正法の公布の日

施行日：改正法の公布の日